

## 軽井沢町自然保護審議会 会議録

1. 開催日時 令和8年4月16日(木)  
13:30～14:20
2. 開催場所 軽井沢町役場2階 第3・4会議室
3. 出席者  
委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、  
G委員、H委員、I委員、J委員、K委員、L委員、  
M委員、N委員、O委員、P委員、Q委員  
(欠席：R委員、S委員、T委員)  
理事者：町長、副町長  
事務局：事務局A、事務局B、事務局C、事務局D、事務局E、  
事務局F  
説明者：説明者A、説明者B
4. 議題  
(1) 軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会の部会委員の選任  
(2) 軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の部会委員の選任  
(3) 軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会の部会委員の  
選任  
(4) 軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の  
選任  
(5) その他
5. 傍聴人数 3名
6. 議事内容 以下のとおり

### 1 開会

【事務局A】(●●●●●●)

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局A】(●●●●●●)でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしく願いいたします。定刻となりましたので、ただいまから、軽井沢町自然保護審議会を開催いたします。

本日は委員20名のうち、出席者17名でございますので、軽井沢町自然保護審議会条例第6条第2項の規定による定数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

なお、【R委員】(●●●●●●●●)、【S委員】(●●●●●●●●)、【T委員】(●●●●●●●●)より欠席の連絡を頂いております。

続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局B】（●●●●●●●●）

【事務局B】（●●●●●●●●）でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。

それでは、はじめに、本日の傍聴は3名でございます。そのうち、報道関係者は、【報道機関】（●●●●●●●●）となります。

傍聴者の方にはお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。また、この審議会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようにしてください。

【事務局A】（●●●●●●●●）

続きまして、【町長】（土屋 三千夫 町長）より、あいさつを申し上げます。

## 2 町長あいさつ

【町長】（土屋 三千夫 町長）

本日は、お忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

新たな任期における初めての開催となりますが、任期中は、さまざまな場面で皆さまにご助言やご協力をお願いすることと思います。改めまして、よろしくお願いいたします。

町長に就任して以来、「自然環境の保全と再生」を公約の重要な柱の一つとして掲げてまいりました。その実現に向け、昨年3月には、軽井沢の豊かな自然環境と独自の景観を未来へ引き継いでいくため、「自然環境と景観を守るための宣言」を行いました。

この宣言に基づく具体的な取組みとして、自然保護審議会の皆さまのご協力を賜りながら、「自然保護対策要綱」をはじめとする各種規程の見直しを行い、「建築物の階数制限」の強化、「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」の引き上げ、さらに「宿泊施設における営業者等の駐在」に関する規定を新設いたしました。

また、民泊事業につきましては、自然保護対策要綱に基づく営業者等の駐在規定に加え、旅館業法における許認可権限を有する長野県にも問題解決にあたっていただく必要があることから、昨年11月に「民泊事業に関する要望書」を県に提出いたしました。静謐な環境と文化を守るため、今後も毅然とした姿勢で対応してまいります。

「自然環境の再生」に向けた取組みとしては、皆様のご協力をいただきながら、その基盤となるレッドデータブックの作成を進めております。本事業は、町内に生息・生育する貴重な動植物の現状を明らかにし、軽井沢らしい自然環境を未来へつなぐための大切な取組みです。今年度は、現地調査も本格化し、より詳しい実態の把握を進めてまいります。

「自然環境の保全と再生」に向け、引き続き、自然保護審議会の皆様のお力もお借りしながら推進してまいります。

本日の審議会は、専門部会の構成メンバーの決定が審議の中心となりますが、委員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りますとともに、有意義な会となりますことを祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

### 3 委員紹介

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

次第に従い進めさせていただきます。

議事に先立ちまして、今回、新しい任期になりまして、初会合となりますので、委員を参考資料①の名簿順に紹介させていただきます。

まず、審議会条例第3条第2項第1号に規定の町議会議員としまして、【A委員】（●●●●●●●●●●）、【B委員】（●●●●●●●●●●）、【C委員】（●●●●●●●●●●）、【D委員】（●●●●●●●●●●）

続きまして審議会条例第3条第2項第2号に規定の知識経験者としまして、【E委員】（●●●●●●●●●●）、【F委員】（●●●●●●●●●●）、【G委員】（●●●●●●●●●●）、【H委員】（●●●●●●●●●●）、【I委員】（●●●●●●●●●●）、【J委員】（●●●●●●●●●●）

●●)、【K委員】(●●●●●●●●●●)、【L委員】(●●●●●●●●●●)、【M委員】(●●●●●●●●●●)、【N委員】(●●●●●●●●●●)

続きまして審議会条例第3条第2項第3号に規定の関係官公庁の職員としまして、【O委員】(●●●●●●●●●●)、【P委員】(●●●●●●●●●●)

続きまして審議会条例第3条第2項第4号に規定の公募に応じた者として、【Q委員】(●●●●●●●●●●)

以上17名と、冒頭で欠席の報告をしました3名の委員で合計20名となります。

続きまして、町側のご紹介をさせていただきます。

先程ごあいさつをさせていただきました【町長】(土屋 三千夫 町長)、【副町長】(小林 信嗣 副町長)、事務局になりますが、【事務局B】(●●●●●●●●●●●●●●●●)、【事務局C】(●●●●●●●●●●●●●●●●)、【事務局D】(●●●●●●●●●●●●●●●●)、【事務局E】(●●●●●●●●●●●●●●●●)、【事務局F】(●●●●●●●●●●●●●●●●)になります。

以上になりますが、皆様、よろしくお願ひいたします。

続きまして、会長及び副会長の選任となりますが、会長及び副会長が選任されるまでの間、議事進行を【町長】(土屋 三千夫 町長)にお願いしたいと思ひます。

#### 4 会長及び副会長の選任

【町長】(土屋 三千夫 町長)

それでは、議事を進行いたします。

自然保護審議会の会長及び副会長につきましては、自然保護審議会条例第5条の規定により、委員が互選するとなっておりますので、会長及び副会長の選任をお願いします。

どのようにしたら良いか、皆様にお諮りします。

【E委員】(●●●●●●●●●●)

今までのように、自薦や他薦でよろしいのではないのでしょうか。

【町長】(土屋 三千夫 町長)

それでは、立候補・推薦をお願いします。

【I 委員】（●●●●●●●●●●）

自然保護対策要綱の改正やレッドデータブックの策定など、継続審議の案件がありますので、前任期で会長をお勤めいただいた【F 委員】（●●●●●●●●●●）に引き続き会長を担っていただくのが、審議の継続性という意味でもよろしいかと思えます。

【町長】（土屋 三千夫 町長）

ただいま、会長に【F 委員】（●●●●●●●●●●）とのご意見がありました、よろしいでしょうか。

→一同異議なし

【町長】（土屋 三千夫 町長）

続きまして、副会長の立候補・推薦をお願いします。

【N 委員】（●●●●●●●●●●）

自然保護には、地域の協力が不可欠だと思いますので、【J 委員】（●●●●●●●●●●）がよろしいかと思えます。

【町長】（土屋 三千夫 町長）

ただいま、副会長に【J 委員】（●●●●●●●●●●）とのご意見がありました、よろしいでしょうか。

→一同異議なし

【町長】（土屋 三千夫 町長）

それでは、会長に【F 委員】（●●●●●●●●●●）を、副会長に【J 委員】（●●●●●●●●●●）をお願いします。それぞれ、会長席、副会長席へお願いします。

【町長】（土屋 三千夫 町長）

それでは、自然保護審議会条例第6条第1項により、会長が議長となりますので、【会長】（●●●●●●●●●●）に議事進行をお願いいたします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

改めまして、会長のご指名を賜りました【会長】（●●●●●●●●●●）

●●)でございます。

自然保護審議会の会長という大役を仰せつかり、責任の重さを痛感しております。

前任期におきましては、自然保護対策要綱等の大幅な改正が実現され、本審議会が軽井沢町の自然環境や景観の保全において、極めて重要な役割を担っていることを改めて認識いたしました。

本審議会は、今後の自然保護行政の方向性を定めるうえでも重要な役割を担っていることから、慎重かつ丁寧な審議に努めてまいりたいと考えております。

微力ではございますが、軽井沢町の自然環境がより良いものとなりますよう尽力してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【副会長】 (●●●●●●●●)

改めまして、副会長のご指名を賜りました【副会長】 (●●●●●●●●)でございます。

自然保護審議会の副会長という大役を仰せつかり、私もこれまで以上に責任の重さを痛感しております

会長を精一杯補佐しながら軽井沢町の自然環境がより良くなりますよう努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

## 5 議 題

### (1) 軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会の部会委員の選任について

【会長】 (●●●●●●●●)

それでは、議題(1)になりますが、軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会の部会委員の選任について、事務局よりお願いします。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

では、議題第1号の前に、議題の全体像について説明をさせていただきます。

自然保護審議会には4つの部会がぶら下がっておりまして、その部会の委員を本日選任するということが議題となっております。

まず、部会の設置根拠となります自然保護審議会条例についてご確認をいただきたいと思います。



が、これまでは委員の皆様からの立候補又は推薦をいただき、その上で指名をさせていただいていたかと思えます。

今回も同じようにさせていただきたいと考えておりますので、自薦・他薦があればお願いいたします。

【I 委員】（●●●●●●●●）

立候補します。

【会長】（●●●●●●●●）

ただいま、【I 委員】（●●●●●●●●）からの立候補をいただきました。では、【I 委員】（●●●●●●●●）を自然保護対策優良事業認定部会の委員に指名させていただきます。

まだ委員定数に余裕がありますので、残りの部会委員については、後日事務局と相談のうえ、指名させていただきますのでよろしく願います。

## （2） 軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の部会委員の選任について

【会長】（●●●●●●●●）

それでは、議題（2）になりますが、軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の部会委員の選任について、事務局より願います。

【事務局B】（●●●●●●●●）

資料3ページ、議題第2号をお願いいたします。

軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の部会委員の選任について、軽井沢町自然保護審議会条例第8条第2項の規定により、部会に属すべき委員を下記のとおり指名するというものでございます。

こちらの部会につきましても、先ほどと同様に、条例に基づきまして会長が指名をするものでございます。

この部会の役割について、改めて説明させていただきます。

参考資19ページ、参考資料⑥をお願いいたします。

軽井沢町環境基本計画は、環境の保全等に向けた総合的・長期的な施策を推進することを目的としたものでございまして、環境分野のマスタープランです。なお、軽井沢町環境基本計画は、区域内の、町全体の、温室効果ガス排出削減を推進するための計画であります「軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包括しております。

つまり、環境基本計画の中にこの実行計画が含まれているという形になります。

下の図は、体系的な位置付けを表したものとなっております。

資料20ページ、スライドナンバー3をお願いいたします。

この部会の役割でございますが、2つございます。

1つ目については、地球温暖化対策実行計画も含めた軽井沢町環境基本計画で掲げられている施策や事業などの進捗・達成状況の点検・評価を毎年度行っていただくということになります。そして、2つ目でございますが、計画の中間見直しに向けた審議を行っていただくようになります。下の計画期間をご覧ください。環境基本計画は、令和6年度から令和15年度までの計画期間でございます。令和10年度に、中間見直しが必要になってきますので、それに向けた審議という形になります。

説明は、以上でございます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

→一同意見なし

【会長】（●●●●●●●●●●）

環境基本計画見直し検討部会の委員についても、議題（1）と同様に会長が委員を指名する必要があるとのことですので、まず、先程と同様に自薦・他薦をお願いしたいと思います。

【D委員】（●●●●●●●●●●）

立候補します。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ただいま、【D委員】（●●●●●●●●●●）から立候補をいただきました。では、【D委員】（●●●●●●●●●●）を環境基本計画見直し検討部会の委員に指名させていただきます。

まだ委員定数に余裕がありますので、残りの部会委員については、後日事務局と相談のうえ、指名させていただきますのでよろしくお願ひします。

### (3) 軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会の部会委員の選任について

【会長】 (●●●●●●●●)

それでは、議題(3)になりますが、軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会委員の選任について、事務局よりお願いします。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

資料5ページ、議題第3号をお願いいたします。

軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会の部会委員の選任について、軽井沢町自然保護審議会条例第8条第2項の規定により、部会に属すべき委員を下記のとおり指名するというものでございます。

こちらについても、先ほどと同じように、条例に基づきまして会長が委員を指名するものでございます。

この部会につきましても、役割について改めて説明申し上げます。

資料23ページ、参考資料⑧、スライドナンバー2をお願いします。

まず、自然保護対策要綱等の改正・見直しの理由でありますが、改めて説明させていただきたいと思っております。

昭和47年に制定しました軽井沢町の自然保護対策要綱は、現在においても軽井沢の環境保全の根底をなすものでございます。

しかしながら、時代の変化とともに自然保護対策要綱の内容が実情にそぐわなくなっている部分がありまして、また、その実効性についても疑問符がつけられているものでございます。

その下でありますが、住民とともに作りあげ、住民と一体となって守っていける、時代の変化にも対応した自然保護対策要綱にしていきたいという風に考えております。

最後になりますが、自然保護対策要綱の改正・見直しに合わせまして、自然環境に関連する規程についても改正・見直しを行っていくものでございます。

なお、令和6年度から部会と本審議会において、改正について審議を行いまして、昨年度は19項目について改正を行ったものでございます。

資料24ページ、スライドナンバー3ですが改正・見直しの対象で、5つございます。

1つ目「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」、2つ目「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則」、3つ目「軽井沢町の自然保護対策要綱」、

4つ目「軽井沢町の自然保護対策要綱取扱要領」、5つ目「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」でございます。

スライドナンバー4の赤枠で囲ったところが改正・見直しの対象となります。

資料25ページ、スライドナンバー5をお願いします。

自然保護対策要綱は、昨年度の見直しに続き、令和8年度以降も継続的に必要な改正・見直しを行っていくというスケジュールを示したものでございます。

また、その下の軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例でございますが、こちらについても部会と審議会これまで審議を行ってまいりました。具体的には緑字で示した「公表規定の改正」と「罰則規定の新設」でございます。公表規定の改正につきましては、今年の9月議会に改正条例を提案する予定で検討を進めております。また、「罰則規定の新設」でございますが、こちらは来年の3月議会で、改正条例の提案をできるように検討を進めているところでございます。

なお、公表規定の改正でございますが、簡単に内容を説明申し上げますと、土地利用行為者が正当な理由なく町長の勧告に応じない時に、その行為者の氏名などを公表するという規定が現在ありますが、公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、設計者などに広げる改正を行いたいというものでございます。また、罰則規定の新設は、町長の勧告に応じず、また命令にも違反した場合に拘禁刑や罰金刑を科す規定の新設を検討しているというものでございます。

説明は、以上でございます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ただ今、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

→ 同意見なし

【会長】（●●●●●●●●●●）

自然保護対策要綱等改正検討部会の委員につきましても、会長が委員を指名する必要があるとのことでした。

前任期においては、町議会議員の方から1名を指名するとともに、それ以外の知識経験者、関係官公庁の職員、公募委員については、全員を指名させていただきました。

今回も同じように指名させていただきたいと考えておりますので、町議会議員の皆様におかれましては、自薦又は他薦を1名、お願いしたいと思っております。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

立候補します。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ただいま、【A委員】（●●●●●●●●●●）から立候補をいただきました。では、【A委員】（●●●●●●●●●●）を自然保護対策要綱等改正検討部会の委員に指名させていただきます。

#### （４） 軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の選任について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（４）になりますが、軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の選任について、事務局よりお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

資料7ページ、議題第4号をお願いします。

軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の選任について、軽井沢町自然保護審議会条例第8条第2項の規定により、部会に属すべき委員を下記のとおり指名するというものでございます。こちらでも会長が委員を指名するものでございます。

また、レッドデータブック策定の事業内容につきましても改めて説明させていただきたいと思っております。

資料29ページ、参考資料⑩をお願いいたします。

スライドナンバー2をお願いいたします。

業務内容、事業内容ですが、生物調査などを実施し、軽井沢町の自然の特徴や絶滅のおそれのある生きものをまとめた「軽井沢町版レッドデータブック」を現在作成しております。

活用方法でございますが、次の方法で活用を予定しております。

1つ目「野生動植物の保護対策を講じる上での基礎資料」、2つ目「生物多様性の保全とその持続的な利用の普及啓発」、3つ目「開発行為と自然保護の調整を図る上での基礎資料」という活用方法を検討

しております。

資料30ページ、スライドナンバー3をお願いします。

レッドデータブックの策定委託をお願いしております事業者から提出された全体スケジュールを引用しております。1から6までの項目をご覧くださいと思います。

この事業は、令和7年度から令和9年度までの約3年間の事業で、主に、資料収集や現地調査、掲載種の選定や原稿執筆、観察会や講演会などのイベントを行い、令和9年度末に策定する予定でございます。

そして、この部会においては、レッドデータブックに関する方向性の決定など重要事項についての審議を行っていただくということが大きな役割となっております。

スケジュールの下に、他自治体のレッドデータブックを参考までに掲載しております。

説明は、以上となります。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

→一同意見なし

【会長】（●●●●●●●●●●）

先ほどまでと同様に、軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の委員を指名するにあたりまして、自薦・他薦をお願いしたいと思います。

【G委員】（●●●●●●●●●●）

立候補します。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

立候補します。

【Q委員】（●●●●●●●●●●）

立候補します。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

立候補します。



けた検討を進めております。

これまで、都市計画審議会や検討委員会、住民説明会等を通じてご意見を伺い、現在、内容の整理を行っている段階でございます。

本日は、住民説明会で使用した資料の一部を抜粋してお配りしております。時間の都合もでございますので、詳細な説明は割愛いたしますが、例えば、13ページには対象のエリアを示した図を掲載しております。あわせて、規制の方向性等も整理しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。なお、資料の詳細につきましては、町ホームページにおいて、説明資料等を公開しておりますので、ご参照ください。

今後につきましては、幅広くご意見をいただくため、来月、パブリックコメントの実施を予定しております。本日の内容や資料をご参照いただき、ご意見等がございましたら、ぜひパブリックコメントを通じてお寄せいただければと存じます。

本日は概要のみのご報告となりますが、引き続き適切な手続きの基、検討を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ただいま、説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

→一同意見なし

【会長】（●●●●●●●●●●）

委員の皆様からも「その他」で何かございますか。

→一同なし

【会長】（●●●●●●●●●●）

以上で本日の議事は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

## 6 閉 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

議事進行ありがとうございました。

委員の皆さんにおかれましても、ご協力を賜りまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、軽井沢町自然保護審議会を終了いたします。  
ありがとうございました。